

会員各位

熊本市歯科医師会  
(社保委員会扱い)

## マイナンバーカードによる資格確認ができない場合の対処法について

現在、マイナンバーカードで受診した患者において、資格確認リーダーによる資格確認ができない事案が、散見されています。資格確認ができない場合の「資格確認及び窓口負担」「診療報酬請求(9月請求分から)」について、簡単にご説明します。詳細は、マイナポータルや厚生労働省のHPをご参照ください。

### <資格確認及び窓口負担について>

- ①患者が自身のスマートフォン等により、マイナポータルにアクセスし資格情報を確認する
- ②有効な資格がある場合、患者に被保険者資格申立書を記載してもらい、自己負担分(3割分等)の支払いを求める。
- ③マイナンバーカード・健康保険証の持参がない場合は、全額(10割)負担を基本とするが、各医療機関により柔軟な対応を行う。

### <診療報酬請求について>

- ①有効な保険証が発行されていても、現在の資格情報を確認できなかった場合  
→喪失資格の過去の受診歴から確認した資格に基づいて、保険者等番号及び被保険者等記号・番号を明細書に記載して診療報酬請求等を行うことができる。  
  
<適用欄記載>  
「旧資格情報」
- ②被保険者資格申立書の提出があり、事後的に資格情報の提供がない場合
  1. 「保険者番号」は「77777777(8桁)」と記載する
  2. 被保険者証の「記号」は記載しない
  3. 「番号」は「77777777(9桁)」を記載する(後期高齢者医療の場合は「77777777(8桁)」と記載)  
<摘要欄記載>
  - ・摘要欄の先頭に「不詳」と記載する(紙レセプトの場合は、上部欄外に赤色で不詳と記載する)
  - ・摘要欄の「不詳」の下段に、被保険者資格申立書に記載された患者のカナ氏名、保険種別、保険者等名称、事業所名、住所(複数存在する場合は全て)、連絡先、患者への連絡を行った日付を記載する。